



## 指定宿泊施設利用補助券申請について

### 1、対象者

- ・教弘会員
- ・会員の家族……1親等（お子様は小学生以上が対象です。）

### 2、補助額

- ・1名につき三千円の宿泊補助券を年度内6泊まで発券します。（4月～3月）

### 3、申請書の記入について

- ・ご家族利用の場合は、「続柄・年齢」を必ずご記入ください。
- ・ご家族のお名前は「ひらがな」でご記入いただいても構いません。（FAXの場合、漢字が分かりにくい場合があるため）

### 4、お願い

- ・宿泊日の10日前まで申請してください。（普通郵便で郵送となります。）
- ・宿泊日の2ヶ月前から受け付けます。
- ・旅行業者をご利用の場合、補助券は使用できません。
- ・ネット予約、カード払時などの補助券利用の可否については、直接施設にご確認ください。
- ・直前の申請の場合、お断りさせていただく場合もございます。
- ・補助券を使用しなかった場合は、補助券をご返却ください。
- ・宿泊後の申請による現金清算はいたしません。

### 5、その他

- ・当支部の夏季休業日、年末年始休業日、その他休業日等は宿泊補助券の発券ができませんので、日数に余裕をもって申請してください。

### 6、問い合わせ先、利用券返却先

（公財）日本教育公務員弘済会山形支部

電話：023-622-7211      F A X：023-622-7212

住所：〒990-0023      山形市松波四丁目6-15

（公財）日本教育公務員弘済会山形支部      福祉事業係

※本申請で取得した個人情報は宿泊申請のみに利用します。当会の個人情報の保護方針(プライバシーポリシー)については、公益財団法人日本教育公務員弘済会ホームページ(<http://www.nikkyoko.or.jp>)をご覧ください。